

農地の権利設定・移転

【農地法第3条による売買・貸借等の許可申請に必要な書類】

◎ 譲渡人（貸し人）	取得場所
・登記記録の全部事項証明書 各1通	一関法務局証明サービスセンター（一関市役所1階）または法務局
・資産証明書（生前一括贈与・一括使用貸借の場合）	市町村（資産税課または各支所市民福祉課）
◎ 譲受人（借り人）が個人の場合	取得場所
・住民票（他市町村にお住まいの方のみ必要）	他市町村
・耕作証明書（他市町村にお住まいの方のみ必要）	他市町村
法人の場合	取得場所
・法人の全部事項証明書	法務局
・定款又は寄附行為の写し	
・組合員名簿又は株主名簿の写し（農業生産法人の場合）	

※なお、貸借の場合は、賃貸借又は使用貸借契約書に押印が必要となりますので貸人借人両者の印鑑が必要になります。

※本人以外が申請される場合は、委任状が必要となります。ただし、所有者が申請を委任される場合は、必要書類へは実印で押印いただき、印鑑証明書を添付願います。

【利用権設定申出（貸借）に必要な書類】

◎ 譲渡人	取得場所
・印鑑（認め印で可）	
◎ 譲受人	取得場所
・耕作証明書（他市町村にお住まいの方のみ必要）	他市町村
・印鑑（認め印で可）	

【利用集積所有権移転申出に必要な書類】

◎ 譲渡人	取得場所
・登記記録の全部事項証明書 各1通	一関法務局証明サービスセンター（一関市役所1階）または法務局
・申請地の公図	一関法務局証明サービスセンター（一関市役所1階）または法務局
・実印	
◎ 譲受人	取得場所
・耕作証明書（他市町村にお住まいの方のみ必要）	他市町村
・住民票（他市町村にお住まいの方のみ必要）	他市町村
・印鑑（認め印で可）	

※本人以外が申出される場合は、委任状が必要となります。ただし、所有者が申出を委任される場合は、必要書類へは実印で押印いただき、印鑑証明書を添付願います。

※後日、嘱託登記に必要な書類について、ご案内いたします

※申請（申出）は、毎月5日締切です。